２　個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申第 67 号の概要

<table>
<tr><td>件　名</td><td colspan="3">教員の指導力判定に関する資料等一部不開示の件（諮問第 71 号）</td></tr>
<tr><td>請求情報の概要</td><td colspan="3">本件請求情報は、平成 14 年３月に異議申立人を指導力不足と判定したことに関する一切の資料並びに神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び特定の県立高等学校になされた異議申立人に関する苦情の内容と対処に関する資料に記録された自己を本人とする個人情報である。</td></tr>
<tr><td>請求年月日</td><td>平成 16 年５月 14 日</td><td>決定年月日</td><td>平成 16 年６月 11 日</td></tr>
<tr><td>決定内容</td><td>一部不開示</td><td>実施機関</td><td>教育委員会（教職員課）</td></tr>
<tr><td>不開示部分</td><td colspan="3">１　異議申立人を指導力不足教員等と判定した過程において作成された文書のうち、
（１）授業に対する生徒の意見
（２）授業に対する意見を記載した生徒の学年及び組並びに授業科目
（３）指導・観察記録に記載された学年、授業科目、生徒及び教職員が特定される情報
（４）指導力不足教員等の判定および人事上の措置について（申請）及び指導力判定会の開催結果について（報告）に記載された第三者の氏名及び苦情内容の詳細が明らかになる情報等、生徒の学年及び組、生徒及び教職員が特定される情報
２　異議申立人に関して県民から教育委員会及び特定の県立高等学校に寄せられた苦情等の申出に関して作成された文書のうち、
（１）苦情等を申し出た県民が特定され得る情報
（２）苦情内容の詳細が明らかになる情報</td></tr>
<tr><td>不開示根拠条項</td><td colspan="3">条例第 15 条第４項第１号（注：H17.4.1 改正前の条例）</td></tr>
<tr><td>不開示理由</td><td colspan="3">異議申立人以外の個人に関する情報であって、請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すことになる。</td></tr>
<tr><td>異議申立年月日</td><td>平成 16 年６月 20 日</td><td>異議申立ての趣旨</td><td>一部不開示処分の取消しを求める。</td></tr>
<tr><td>異議申立ての理由</td><td colspan="3">実施機関が特定した文書（以下「本件行政文書」という。）には、事実無根以上に虚偽中傷の内容が記載されている。このような偽作的で無責任な内容は、苦情等を申し出た者（以下「苦情等申出者」という。）が誰であるかにかかわらず、その者の正当な利益を侵すものであるはずがない。
教職員課及び校長等に話した内容について、語句、主旨、ニュアンスが大幅にゆがめられていたり、異議申立人が認知し、あるいは事実認定し得ない内容が記載され、人格を傷つける断定も繰り返されている。本件行政文書には相当に疑いのある記述内容があり、その内容自体に大きな問題があると考える。</td></tr>
<tr><td>諮問年月日</td><td colspan="3">平成 16 年７月 28 日（受理）</td></tr>
</table>

審査会の結論	異議申立人を指導力不足教員等と判定したことに関する一切の文書並びに教育委員会及び特定の県立高等学校になされた異議申立人に関する苦情の内容と対処に関する資料に記録された個人情報を実施機関が一部不開示とした処分のうち、異議申立人の発言や行動及び異議申立人と第三者とのやりとりが記録された情報並びにそれらを概括した表記は、開示すべきである。
審査会の判断理由	＜条例第 15 条第４項第１号該当性について＞ １　実施機関は、時間が経過しているため、不開示とした情報（以下「本件不開示情報」という。）を異議申立人に開示すると、苦情等申出者の正当な利益を侵すことになると説明する。 しかし、当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、異議申立人の発言や行動及び異議申立人と第三者とのやりとりが記録された情報並びにそれらを概括した表記は、苦情等申出者の情報が含まれてはいるが、異議申立人が当時それらの事実を知っていたことは明らかであることから、時間の経過にかかわらず、異議申立人に開示しても、苦情等申出者の正当な利益を侵すことになるとは認められないので、改正前の条例第 15 条第４項第１号に該当しないと判断する。 ２　その他の不開示部分には、苦情等申出者からの申出内容や行動が詳細に記録されており、異議申立人が当該情報を知っていることが明らかであるとまでは認められない。また、苦情等申出者のプライバシーを尊重し、秘密を守るという信頼関係のもとに提供されたものに関する情報であることを総合的に判断すると、本件不開示情報を開示することにより、苦情等申出者の正当な利益を侵すことになると認められるので、同号に該当すると判断する。 ３　異議申立人は、本件行政文書には事実無根以上に虚偽中傷の内容が記載されており、虚偽の苦情により、異議申立人は不利益を受けているのであるから、このような偽作的で無責任な内容は、苦情等申出者が誰であるかにかかわらず、その者の正当な利益を侵すものであるはずがないと主張している。 しかし、異議申立人から、苦情等申出者からの申出内容が虚偽であると認めるに足りる具体的な根拠が示されていないので、この異議申立人の主張は、前記２の判断に影響を与えるものではないと判断した。
答申年月日	平成 18 年５月 26 日（答申第 67 号）

個人情報保護審査会答申第 68 号の概要

件名	個人事業税裁決書等不存在の件（諮問第 77 号）		
請求情報の概要	本件請求情報は、異議申立人が提起した個人事業税賦課決定処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）に対して知事が行った裁決（以下「本件裁決」という。）に係る決裁文書等、本件審査請求に係る文書（以下「本件行政文書」という。）に記録された自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 17 年 4 月 18 日	決定年月日	平成 17 年 5 月 16 日
決定内容	不開示	実施機関	知事（税務課）
不開示部分	請求に係る個人情報は不存在のため不開示		
不開示根拠条項	条例第 2 条第 1 号（個人情報の定義）		
不開示理由	本件行政文書に記録された情報は個人情報に該当せず、請求に係る個人情報は存在しない。		
異議申立年月日	平成 17 年 7 月 11 日	異議申立ての趣旨	不開示処分の取消しを求める。
異議申立ての理由	異議申立人は本件行政文書に関して、個人事業税に該当する事業を営んでおらず、不開示理由に該当しない。		
諮問年月日	平成 17 年 8 月 4 日（受理）		
審査会の結論	個人事業税賦課決定処分に対する審査請求に係る決裁文書等、異議申立人が提起した審査請求に係る文書に記録された個人情報について、不存在のため不開示としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	＜条例第 2 条第 1 号該当性について＞ 1　本件審査請求は、異議申立人が特定の法人に対して行った土地貸付け（以下「本件貸付け」という。）に係る個人事業税賦課決定処分の取消しを求めて、異議申立人が提起したものであり、知事は、本件審査請求を棄却している。 2　異議申立人は、本件行政文書に関して、個人事業税に該当する事業を営んでおらず、不開示理由に該当しないと主張している。 　しかし、条例第2条第1号の「個人が営む事業」には、地方税法第 72 条の2第7項から第9項までに掲げる事業のほか、商行為以外の営利行為も含むと解されることから、仮に、本件貸付けが個人事業税の課税対象となる事業に該当しないとしても、これをもって直ちに同号の「個人が営む事業」に当たらないということはできないと解される。 　したがって、本件貸付けが同号にいう「個人が営む事業」に該当するか否かについては、自己の計算と危険における事業遂行性、営利性、継続性などの諸点を総合して、本件貸付けが事業といい得るか否かによって判断されるべきものであると考える。 3　当審査会で本件行政文書を確認したところ、異議申立人は、本件貸付けを自己の計算と危険において、営利を目的として継続的に行っているものと認められる。 　したがって、本件貸付けは条例第2条第1号にいう「個人が営む事業」に該当し、本件行政文書に記録された情報は、同号に定める個人情報に該当しないことから、実施機関が本件行政文書に記録された個人情報について、不存在のため不開示としたことは妥当であると判断する。		
答申年月日	平成 18 年 8 月 21 日（答申第 68 号）		

個人情報保護審査会答申第69号の概要

<table>
<tr><td>件　　　　名</td><td colspan="3">特定訴訟事件陳述書等一部不開示の件（諮問第75号）</td></tr>
<tr><td>請求情報の概要</td><td colspan="3">特定の訴訟（以下「本件訴訟」という。）において神奈川県（以下「県」という。）が提出した特定の陳述書（以下「本件陳述書」という。）に関わるすべての文書（依頼及び作成等に関わるもの並びに起案書も含む。）（以下「本件行政文書」という。）に記録された異議申立人の個人情報</td></tr>
<tr><td>請求年月日</td><td>平成17年２月９日</td><td>決定年月日</td><td>平成17年２月23日</td></tr>
<tr><td>決定内容</td><td>一部不開示</td><td>実施機関</td><td>教育委員会（保健体育課）</td></tr>
<tr><td>不開示部分</td><td colspan="3">本件訴訟についての顧問弁護士との打ち合わせの復命文書（第13回法律相談概要）（以下「本件相談概要」という。）に記録された法律相談の内容（以下「本件不開示情報」という。）</td></tr>
<tr><td>不開示根拠条項</td><td colspan="3">条例第15条第４項第５号（注：H17.4.1改正前の条例）</td></tr>
<tr><td>不開示理由</td><td colspan="3">１　本件不開示情報は、本件訴訟の当事者である県と顧問弁護士とによる、個別具体的な訴訟戦略についての打ち合わせにおける顧問弁護士の発言であり、まさに訴訟追行に係る手の内となる情報であるため、本来的に開示になじまない情報である。
２　本件不開示情報は、顧問弁護士が、法律の専門知識を駆使して導き出した個別具体的な訴訟戦略であるため、開示されることとなると、法律相談の場において、顧問弁護士が、一般的な訴訟追行方針には言及できても、個別具体的な訴訟戦略について一切言及できなくなる。
３　個別具体的な訴訟戦略についての顧問弁護士の発言は、開示されることが想定されておらず、このような情報までも本件訴訟の原告である異議申立人に開示すると、顧問弁護士と県との信頼関係を破壊することになる。
４　県の具体的な訴訟戦略が開示されると、証人尋問や陳述書の作成について、第三者からの協力が得られなくなる。</td></tr>
<tr><td>異議申立年月日</td><td>平成17年４月25日</td><td>異議申立ての趣旨</td><td>一部不開示処分の取消しを求める。</td></tr>
<tr><td>異議申立ての理由</td><td colspan="3">１　実施機関は、本件不開示処分の理由として、争訟に係る事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとしているが、「地位を不当に害する」ということの具体的な立証、説明がない。
　また、一民間人である異議申立人の個人情報が開示されても、県の当事者としての地位を不当に害するものとは考えられない。
２　本件行政文書に記録された異議申立人の個人情報を、開示になじまないという、主観的な理由で不開示とすることは、平成17年４月１日改正前の神奈川県個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）上、認められていない。
３　本件訴訟における県の訴訟活動及び戦略は、異議申立人が法廷において確認しており、既知のものであるため、事実上、すでに公開されたも同然である。
４　したがって、判決確定後に本件不開示情報が開示されても、争訟に係る事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められない。</td></tr>
<tr><td>諮問年月日</td><td colspan="3">平成17年５月27日</td></tr>
<tr><td>審査会の結論</td><td colspan="3">１　本件行政文書に記録された異議申立人の個人情報のうち、実施機関が開示請求の対象とした情報を、一部不開示とした処分は、妥当である。
２　実施機関が開示請求の対象外とした情報は、異議申立人の個人情報として特定し、諾否決定を行うべきである。</td></tr>
</table>

審査会の判断理由	1　本件請求の対象となる情報について （1）実施機関は、本件行政文書に記録された情報のうち、本件陳述書の依頼及び作成に関わるものであり、かつ、異議申立人に関する個人情報であると判断される情報を本件請求の対象として特定している。 （2）しかし、本件請求の請求内容及び異議申立人の主張から判断すると、異議申立人は、本件行政文書に含まれる、異議申立人に関するすべての情報について開示を求めていると認められる。 （3）また、当審査会で確認したところ、本件行政文書は、異議申立人と県との間の訴訟に関する文書であり、異議申立人に関する具体的な記録があることから、異議申立人に関する情報であると認められる。 （4）したがって、実施機関は、本件不開示処分において本件請求の対象外とした情報を本件請求の対象として特定し、諾否決定を行うべきである。 2　本件不開示情報の改正前の条例第 15 条第４項第５号該当性について （1）本件不開示情報は、本件訴訟の当事者である県と、県の訴訟代理人である顧問弁護士との間の、個別具体的な訴訟戦略についての打ち合わせにおける顧問弁護士の発言である。これは、訴訟追行に当たっての手の内情報であり、開示になじまない性格のものである。 　もし、これが開示されれば、県と顧問弁護士との率直な意見交換による訴訟への適切な対応が困難になり、県の訴訟における当事者としての地位が不当に害されることとなる。 （2）異議申立人が本件訴訟の当事者であり、県の訴訟活動を知っているとしても、県の訴訟活動の形成過程（可能な主張立証方法を検討し、取捨選択したり、それを実行する上での注意点を指示したりする経過）は知られていないし、知らせるべきものでもない。 　また、本件訴訟が終了した後であっても、本件不開示情報の性格は原則的には変わらないため、開示すると、今後の県が当事者となる訴訟において、県の当事者としての地位が不当に害されることとなる。 （3）したがって、本件不開示情報は、開示することにより、争訟に係る事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、改正前の条例第 15 条第４項第５号に該当すると判断する。
答申年月日	平成 18 年９月 29 日（答申第69 号）

個人情報保護審査会答申第 70 号の概要

件　　　　名	県立高校事故報告書等不訂正の件（諮問第 78 号）		
訂正請求の概要	特定の県立高等学校の校長（以下「本件校長」という。）が教育委員会教育長に提出した異議申立人に係る事故報告書（以下「本件事故報告書」という。）の回覧文書、異議申立人に対する事情聴取の概要について（伺い）（以下「本件事情聴取概要」という。）及び異議申立人に関する事案について（伺い）（以下「本件処理起案」という。）の３文書（以下「本件行政文書」という。）に記録された自己を本人とする個人情報の一部（以下「本件不訂正情報」という。）を訂正することを求める。		
請求年月日	平成 17 年８月 29 日	**決定年月日**	平成 17 年９月 27 日
決定内容	不訂正	**実施機関**	教育委員会（教育局教職員課）
不訂正理由	文書作成時の認識等に基づいて記載されており、校長の認識に誤りはない。事情聴取概要については、すべての発言を記載しているものではなく、現在の記載内容であっても、不十分で誤解を生じさせることはない。また、異議申立人が誘導業務を行ったことは確認できていない。したがって、訂正する必要はない。		
異議申立年月日	平成 17 年 11 月 21 日	**異議申立ての趣旨**	不訂正処分の取消しを求める。
異議申立ての理由	本件行政文書は、本件事故報告書が事実誤認の上に作成されたものであり、行政担当者の指揮及び執行が予断と偏見に基づいていたことから、随所に矛盾と誤りを含んでいる。不訂正処分は、個人の尊厳、名誉の毀損の事実を黙殺したものであり、まことに遺憾であり、公権力の驕慢、不遜の誹りは免れ得ない。本件事故報告書に記載されている趣旨の発言をした事実はない。また、追加訂正を求めているのであって、時点の問題ではない。事情聴取概要についても、異議申立人の名誉にとって重要であると判断した点についてのみ追加訂正を請求しているのであり、訂正すべきである。本件処理起案についても、誘導業務を行ったことは事実であるから、訂正すべきである。		
諮問年月日	平成 17 年 11 月 29 日		
審査会の結論	本件処理起案の当該教諭の供述の項の記載については、訂正請求を認め、追加記載をすべきである。また、本答申を添付の上、保存することをもって、併せて訂正措置とすることが相当である。		
審査会の判断理由	１　本件行政文書について 　本件行政文書は、本件校長が異議申立人の服務違反の可能性のある行為について本件事故報告書を提出したことを受けて、実施機関が事情聴取を行い、その結果に基づき、異議申立人に対する懲戒処分等の必要性を検討し、処理内容を決定するまでの一連の事務手続きの中で作成された文書である。 ２　本件不訂正情報について 　本件行政文書のうち、異議申立人の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に係る個所は全部で 16 箇所あり、本件不訂正情報の内容はおおむね次のとおりである。 ア　本件事故報告書に記載された異議申立人の発言内容及び当日の行動等並びに本件校長の意見 イ　本件事故報告書の回覧文書の鑑の起案件名に記載された本件事故報告書の種類 ウ　異議申立人に対する事情聴取の内容 エ　本件処理起案に記載された事案の概要及び異議申立人の供述 オ　本件処理起案に記載された処理内容及びその理由 ３　本件不訂正情報の事実該当性について 　本件不訂正情報のうち、異議申立人の発言内容及び行動等並びに実施機関の職員等の発言内容については、作成者の事実に対する認識に基づき記載された事実状況というべき情報であり、本件行政文書の性質等を考慮すると、事実を基にして正確に記載されるべきものであって、誤りかどうかを客観的に判断できる情報であると認められる。本件不訂正情報のうち、本件校長の意見並びに実施機関の処理内容及びその理由等の評価と思われる記載については、本件校長及び実施機関が認識した事実と不可分な記載であり、誤りかどうかを客観的に判断できる情報であると認められる。したがって、本件不訂正情報は、事実状況を記載した情報であり、条例第 27 条第１項の「事実」に該当すると認められる。		

審査会の判断理由	4　本件不訂正情報の誤り該当性について ア　本件行政文書は、その性質上、作成に当たっては、極めて正確性、客観性が求められるものであるが、一方で、内容や記載方法は、作成者の裁量に任されている部分があると解されることから、本件行政文書の性質上、認められる裁量の範囲内の記載であれば、「誤り」とまではいえないと考える。当審査会では、本件行政文書に記載されたすべての内容を踏まえつつ、実施機関の不開示等理由説明書及び口頭説明等並びに異議申立人の意見書及び口頭陳述等の内容を総合的に調査審議することにより、本件行政文書の記載が裁量の範囲内であるかどうかを検討し、判断する。 イ　本件処理起案の異議申立人の供述の項目に係る訂正請求について 本件処理起案は、実施機関が処理内容を決定する起案であることから、記載する事実の範囲や記載方法等がある程度作成者の裁量に任されているものであると解される。しかし、異議申立人の供述の項目には、処理内容を決定するための前提となる重要な事実が記載されていることから、公正な判断のために、客観性、正確性がより一層求められるのであり、当事者の主張を組み入れてはじめて、当該記載は「事実に誤りがある」と批判され得ないものとなると解される。また、異議申立人が求める本件訂正請求の内容については、本件事情聴取概要を確認したところ、事情聴取当日に異議申立人が提出した意見書に同趣旨の記載がなされており、その内容については、事情聴取の場においても聴取されていることが認められる。以上のことを総合的に判断すると、異議申立人の供述の項目は、実施機関の裁量の範囲内の記載であるとは認め難く、不十分な記載であると言わざるを得ない。したがって、訂正すべき「誤り」に該当すると認められるので、追加記載すべきであると判断する。 ウ　その他の訂正請求について その他の本件訂正請求に係る情報については、その記載が、実施機関の裁量の範囲を逸脱しているとまでは認められないので、訂正すべき「誤り」があるとまではいえないと判断する。 5　本件不訂正情報の取扱いについて ア　本件行政文書は、正確性、客観性等が求められる極めて重要な文書であると考えられる。 イ　本件行政文書を確認したところ、本件事故報告書と本件事情聴取概要が併せて保存されるとしても、事情聴取によって、本件事故報告書に記載された内容のうち、どの部分が事実と異なっていたと判明したのかについて明確に記載されているとは認めがたい。また、実施機関は、最終的には本件事故報告書の記載については事実と異なることを認定していると認められるが、本件処理起案の記載からそのことが明らかに認識できるとまでは認められない。当該事実は、異議申立人に対する不利益な措置を行うか否かの判断の根幹に関わる事実であることを考慮すると、本件処理起案は不十分な記載であることは否定できない。 ウ　職務命令違反と判断する理由となるべき事実について実施機関と異議申立人との間で認識の相違があるにもかかわらず、実施機関は十分な調査をせずに、「不問」と決定している。正確性、客観性等が求められる本件処理起案の性格を考慮すると、事実の正確な把握は特に重要であり、調査を尽くすべきであったと考えられることから、実施機関が十分な調査をせずに判断したことに対して、異議申立人が名誉の回復がなされていないとの印象を持ったことには理解できる面がある。 エ　以上のことを総合的に判断すると、本件不訂正情報を個々に判断した場合には、前記４イで判断した情報を除いて、訂正すべき情報であるとまではいえないが、本件行政文書全体としては、客観的事実が明確に記載されているとはいい難い。本件行政文書が、正確性、客観性等を求められる極めて重要な文書であることに照らし、また、全体から受ける印象を考慮すると、本件行政文書が一括して管理保存されているとしても、全体としては読む者に誤解を生じさせる可能性が大きく、作成者の慎重さが不足しているといわざるを得ない。 オ　そこで、本答申において、この点を明確にすることとし、本答申を本件行政文書に添付の上、保存することをもって、訂正措置とすることが相当であると判断する。
答申年月日	平成19年３月26日（答申第70号）

個人情報保護審査会答申第 71 号の概要

件　　名	入校選考に係る自己情報不訂正の件（諮問第 79 号）		
請求情報の概要	本件訂正請求の対象は、特定の高等職業技術校の入校選考における合否の判定資料に記録された自己を本人とする個人情報である。同情報は、面接所見に記録された個人情報及と合否の情報に大別される。請求の内容は、「受講職種の適性が低く」を「受講職種の適性があり」に訂正する等である。		
請求年月日	平成 17 年 10 月 6 日	決定年月日	平成 17 年 11 月 2 日
決定内容	不訂正	実施機関	知事（高等職業技術校）
不訂正部分	高等職業技術校の入校選考における合否の判定資料に記録された自己を本人とする個人情報のうち、面接を行った職員の所見及び合否の情報である。		
不訂正根拠条項	条例第 31 条第 1 項		
不訂正理由	請求者が事実と異なるものとして訂正を求めている部分について、実施機関が、調査の結果、事実と相違ないものと認めた為。		
異議申立年月日	平成 17 年 11 月 3 日	異議申立ての趣旨	不訂正処分を取消し、請求どおりの訂正を求める。
異議申立ての理由	実施機関は、本件不訂正処分の理由として、本件不訂正情報に関して調査した結果、その記載内容は面接等の結果と相違しないと認められたとしている。しかし、本件不訂正情報は、事実と異なる。		
諮問年月日	平成 17 年 12 月 12 日		
審査会の結論	特定の高等職業技術校の入校選考に係る文書に記録された個人情報を不訂正とした処分は、妥当である。		
審査会の判断理由	1　本件行政文書について 本件行政文書は、平成 15 年 3 月 20 日に実施された特定の高等職業技術校の入校選考（学力検査及び面接）に関して作成された、入校選考委員会及び公共職業安定所経由受験者の合否判定会議の資料等である。 2　本件不訂正情報について 本件不訂正情報は、本件行政文書に記録された異議申立人の自己を本人とする個人情報のうち、面接を行った職員の所見及び合否の情報である。 3　本件不訂正情報の条例第 27 条第 1 項「事実」該当性について 本件不訂正情報を当審査会で検討したところ、合否判定を除く本件不訂正情報は、面接を行った職員の異議申立人に対する評価及び判断が記載されたものであり、その性質上客観的な正誤の判定に適するものとはいえない。また、合否判定の情報は、一見すると「事実」と考えられるものの、受験者に対する評価の過程を経て導かれた結果の情報と認められるので、これも客観的な正誤の判定に適するものとはいえない。 したがって、本件不訂正情報は、条例第 27 条第 1 項の「事実」に該当しないと認められる。		
答申年月日	平成 19 年 3 月 26 日（答申第 71 号）		